

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行

(当日が休日に当  
たりるときは、そ  
の翌日)

## 目 次

◇規 則 精神衛生法施行細則の一部を改正する規則

◇告 示 土地改良区の定款の変更の認可

土地改良法による換地計画の適否の決定(三件)

家畜のブルセラ病検査等の実施

牛のブルセラ病検査等の実施

入会林野整備計画の認可

開発行為に関する工事の完了

◇選管告示 選挙管理委員会の招集

◇公 告 理容師試験等の実施

職業訓練法による技能検定の合格者

## 規 則

精神衛生法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十八年三月十八日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 谷 口 恒 夫

### 鳥取県規則第八号

精神衛生法施行細則の一部を改正する規則

精神衛生法施行細則(昭和四十九年四月鳥取県規則第三十一号)の一部を次のように改正する。

様式第四号中

VI 知能障害及び器質的欠陥状態(1日病)

2 軽愚

3 軽愚

4 軽呆)

を

VI 知能障害及び器質的欠陥状態

(1 重症精神薄弱 2 中度精神薄弱 3 軽度精神薄弱 4 軽呆) に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告 示

### 鳥取県告示第二百十九号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定に基づき、瑞穂地区土地改良区の定款の変更を昭和五十八年三月十七日認可

したので、同条第三項の規定により告示する。

昭和五十八年三月十八日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 谷 口 恒 夫

鳥取県告示第二百二十号

昭和五十八年一月二十九日付けで泊村から申請のあつた宇谷地区の換地計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十八年三月十八日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 谷 口 恒 夫

- 一 縦覧に供する書類  
換地計画書の写し
- 二 縦覧に供する期間  
昭和五十八年三月十九日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所  
泊村役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第二百二十一号

昭和五十八年二月八日付けで岸本町から申請のあつた岸本（大寺）地区の換地計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十八年三月十八日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 谷 口 恒 夫

- 一 縦覧に供する書類  
換地計画書の写し
- 二 縦覧に供する期間  
昭和五十八年三月十九日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所  
岸本町役場
- 四 異議の申出  
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期

間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

### 鳥取県告示第二百二十二号

昭和五十八年二月八日付けで岸本町から申請のあつた清山地区の換地計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十八年三月十八日

鳥取県知事職務代理人

鳥取県総務部長 谷 口 恒 夫

#### 一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

#### 二 縦覧に供する期間

昭和五十八年三月十九日から二十日間

#### 三 縦覧に供する場所

岸本町役場

#### 四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

### 鳥取県告示第二百二十三号

家畜の伝染性疾病の発生を予防するため、ブルセラ病検査、結核病検査、ニューカッスル病検査、ひな白痢検査、マイコプラズマ病検査、腐蛆病検査、馬伝染性貧血検査、炭疽予防注射及び気腫疽予防注射を次のとおり実施するので、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第六条第一項の規定に基づき対象家畜の所有者に対して検査又は注射を受けることを命ずる。

昭和五十八年三月十八日

鳥取県知事職務代理人

鳥取県総務部長 谷 口 恒 夫

#### 一 実施の目的

ブルセラ病、結核病、ニューカッスル病、ひな白痢、マイコプラズマ病、腐蛆病、馬伝染性貧血、炭疽及び気腫疽予防のため

#### 二 実施する区域

県下全域

#### 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

1 ブルセラ病検査及び結核病検査

(一) 次に掲げる区域において、搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛で生後九十日を経過したもの及びこれと同一施設内で飼育している牛で生後九十日を経過したもの

鳥取市、倉吉市、福部村、郡家町、八東町、若桜町、用瀬町、佐治村、智頭町、気高町、鹿野町、羽合町、泊村、関金町、北条町、

赤碓町、名和町、中山町、日南町、日野町及び江府町の区域

(一) 次に掲げる区域において、搾乳の用に供する目的で飼育している雌牛で家畜市場に上場しようとするもの  
米子市、境港市、国府町、岩美町、船岡町、河原町、青谷町、東郷町、三朝町、大栄町、東伯町、西伯町、会見町、岸本町、日吉津村、淀江町、大山町及び溝口町の区域

(二) (一)及び(二)以外の牛で昭和五十八年四月一日以降放牧しようとするもの

2 ニューカッスル病検査 鶏

3 ひな白痢検査及びマイコプラズマ病検査 種鶏及びこれと同一施設内で飼育している鶏

4 腐蛆病検査 みつばち

5 馬伝染性貧血検査 馬術競技等に参加する馬及びこれと同一施設内で飼育している馬

6 炭疽及び気腫疽予防注射 昭和五十八年四月一日以降放牧しようとする牛

四 実施の期日

昭和五十八年四月一日から昭和五十九年三月三十一日まで

五 検査又は注射の方法

1 ブルセラ病検査 ブルセラ急速凝集反応及び試験管凝集反応

2 結核病検査 ツベルクリン検査皮内反応

3 ニューカッスル病検査 臨床検査及びHI抗体検査

4 ひな白痢検査 ひな白痢急速凝集反応

5 マイコプラズマ病検査 臨床検査及び急速凝集反応

6 腐蛆病検査 肉眼的検査及び細菌学的検査

7 馬伝染性貧血検査 寒天ゲル内沈降反応

8 炭疽予防注射 炭疽予防液皮内又は皮下注射

9 気腫疽予防注射 気腫疽予防液皮下注射

鳥取県告示第二百二十四号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第三十一条第二項の規定に基づき、牛のブルセラ病検査及び結核病検査を次のとおり実施する。

昭和五十八年三月十八日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 谷 口 恒 夫

一 実施の目的

ブルセラ病及び結核病予防のため

二 実施する区域

県下全域

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

種付の用に供し又は供する目的で飼育している雄牛で生後九十日を経過したもの及びこれと同一施設内で飼育している牛で生後九十日を経過したもの

四 実施の期日

昭和五十八年四月一日から昭和五十九年三月三十一日まで

五 検査の方法  
ブルセラ病検査 ブルセラ急速凝集反応及び試験管凝集反応  
結核病検査 ツベルクリン検査皮内反応

鳥取県告示第二百二十五号

日野郡日野町上菅一一六八荒神原入会林野整備組合組合長小谷定義から申請のあつた入会林野整備計画については、入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和四十一年法律第二百二十六号）第十一条第一項の規定に基づき、昭和五十八年三月十七日認可したので、同条第三項の規定により告示する。

昭和五十八年三月十八日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 谷 口 恒 夫

鳥取県告示第二百二十六号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十八年三月十八日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 谷 口 恒 夫

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十七年十一月三十日 鳥取県指令受米土維第九百八十一号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市米原字大沢十二

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市米原五七五

有限会社佐藤地所

代表取締役 佐藤正夫

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第三十六号

昭和五十八年第五回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

昭和五十八年三月十八日

鳥取県選挙管理委員会委員長 田 中 梅 蔵

一 日時 昭和五十八年三月二十二日（火）午前十一時

二 場所 鳥取市東町一丁目二二〇番地

鳥取県選挙管理委員会委員室

三 議題

鳥取県知事選挙及び鳥取県議会議員選挙について

## 公 告

理容師法（昭和22年法律第284号）第2条第1項の規定による理容師試験及び美容師法（昭和32年法律第163号）第4条第1項の規定による美容師試験を次のとおり実施する。

昭和58年3月18日

鳥取県知事職務代理人

鳥取県総務部長 谷 口 恒 夫

## 1 試験の日時及び場所

## (1) 学科試験

日時 昭和58年5月10日 午前10時

場所 倉吉市巖城279番地 鳥取県中部総合事務所大会議室

## (2) 実地試験

日時 昭和58年5月30日 午前9時

場所 鳥取市南吉方一丁目71番地3 鳥取県理容美容高等専修学校

## 2 受験資格

次の(1)から(4)までのいずれかに該当する者で、厚生大臣の指定した理容師養成施設又は美容師養成施設において、昼間課程にあつては1年以上、夜間課程にあつては1年4箇月以上、通信課程にあつては2年以上理容師又は美容師として必要な知識及び技能を修得した後、1年以上の

## 実地習練を遂げたもの

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第47条に規定する者
  - (2) 旧国民学校令（昭和16年勅令第148号）による国民学校の高等科を修了した者
  - (3) 旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校の2年の課程を終わった者
  - (4) 理容師試験にあつては理容師法施行規則の一部を改正する省令（昭和28年厚生省令第64号）附則第3項各号に規定する者、美容師試験にあつては美容師法施行規則（昭和32年厚生省令第43号）附則第9項各号に規定する者
- 3 試験の方法
- (1) 試験は、学科試験及び実地試験とし、実地試験は、学科試験に合格した者でなければ受けることができない。
  - (2) 昭和56年又は昭和57年に鳥取県知事が行つた理容師試験又は美容師試験の学科試験に合格した者については、理容師法施行令（昭和28年政令第292号）第5条第4項又は美容師法施行令（昭和32年政令第277号）第2条第4項の規定により、学科試験を免除する。
- 4 試験の科目及び事項
- 理容師法施行規則（昭和28年厚生省令第41号）第19条又は美容師法施行規則第19条に規定する科目及び事項について行う。
- 5 出願の方法
- (1) 願書の提出期間  
昭和58年4月4日（月）から同月18日（月）まで（郵送のものについては、昭和58年4月18日（月）までの消印のあるものは、有効とす

る。)

- (2) 願書の提出先
- ア 県内居住者 住所地を管轄する保健所
- イ 県外居住者 〒680 鳥取市東町一丁目220番地 鳥取県衛生環境部衛生課
- (3) 提出書類
- ア 受験願書 (所定の様式によること。)
- イ 履歴書 (最終学歴、養成施設の所在地並びに実地習練を行った場所及び期間を記載すること。)
- ウ 養成施設の卒業證書の写し又は卒業証明書
- エ 実地習練を行ったことを証する書面
- オ 戸籍謄本、戸籍抄本又は戸籍記載事項証明書
- カ 写真 (出願前6箇月以内に撮影した名刺型、脱帽、正面上半身像のもので、裏面に住所、氏名及び生年月日を記載したもの)
- (4) 3の(2)により、学科試験を免除される者は、(3)のイからエまでの書類に代えて、知事の発行した理(美)容師学科試験免除通知書の写しを提出すること。
- 6 試験手数料及びその納付方法等
- (1) 試験手数料 鳥取県手数料徴収規則(昭和31年1月鳥取県規則第1号)別表第28号に定める額
- (2) 納付方法
- (1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の収入証紙はり付け欄にはり付けること。この場合、消印しないこと。
- (3) 納付した手数料は、返還しない。

## 7 試験場に持参するもの

- (1) 学科試験
- 受験通知書、筆記用具及び昼食
- (2) 実地試験
- ア 受験通知書、上ばき及び昼食
- イ 理容師試験を受ける者
- (ア) 白衣
- (イ) 調髪、顔そりに必要な器具及び材料
- (ウ) 応急薬品
- ウ 美容師試験を受ける者
- (ア) 白衣
- (イ) 調髪、コールドパーマネントウエーブ等に必要の器具及び材料
- (ウ) 応急薬品
- (エ) モデルウイッグ(頭毛が純毛で自然色のものであり、毛髪の長さ、前、側、頭頂部は、それぞれ20cm以上、後頭部は10cm以上あるものを携行すること。
- 8 理容師実地試験のモデルは、各自が同伴すること。この場合、調髪後2週間以上経過した者で角刈でないものとする。
- 9 その他
- (1) 出願者には、試験の日の前日までに受験通知書を送付するので、受験願書に必ず住所を明記すること。
- (2) 試験について不明な点がある場合は、住所地を管轄する保健所又は(〒680)鳥取市東町一丁目220番地 鳥取県衛生環境部衛生課に照会すること。

(3) 文書によつて照会する場合は、60円切手をはつた返信用封筒を同封すること。

職業訓練法（昭和44年法律第64号）第64条第2項の規定により実施した昭和57年度後期技能検定の合格者は、次のとおりである。

昭和58年3月18日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 谷口恒夫

〔一級技能検定合格者〕

農業機械整備

森本隆 梅実富正 安田広幸 米広昭人

若原志郎 赤尾静男 太田垣勝宣

和裁

松原郁子 北垣美咲 酒本貴美恵 平木美千代

岩田里枝

洋菓子製造

吉村達夫

建築大工

布村祐治

徳永敬男

池成忠夫

小銅隆也 近藤貴彦 齊尾清一  
矢田徹 寺田吉田 巧 長谷川 高田 聖一  
河村隆

小畑 厚 見生 義男 河本 孝男 富岡 輝男	木町 勝 野口 一郎 河足 三郎 吉岡 康弘	福見 孟史 津村 和美 佃 治 藤本 正憲	上野 智 岡部 栄云 遠藤 安敏 西川 務	山田 高一 中江 一昭 向井 斉 谷川	冷凍空調和機器施工	井上 賢次郎 前川 一郎	紳士服製造	岸田 敏之 山下 修二 林 進	型枠施工	山岡 英雄	鉄筋組立て	居村 幸一 遠澤 知明 山下 一男 景川 輝雄	加藤 真一	ガラス施工	山方 義之 西村 賢治 松下 信一	かわらぶき	小林 康美 長石 祐太郎 林 克己 八木 孟勝	鈴木 正学 三澤 悦匡 藤原 祥二 山根 繁勝	山根 信吾 弘美 収 藤地 雅勝 米原 瀬田 繁治	鈴木 信正 林 収 佐々木 護	仲佐 正 管	配	青砥 順一 妹尾 栄 飛田 栄一 大西 悠三
------------------------	------------------------	-----------------------	-----------------------	---------------------	-----------	--------------	-------	-----------------	------	-------	-------	-------------------------	-------	-------	-------------------	-------	-------------------------	-------------------------	---------------------------	-----------------	--------	---	------------------------

小川 貢

機械製図

池田 寿則 土肥 秀美

建築板金

松岡 信男 花池 久仁

家具製作

尾城 勝 西谷 和敏 大 角田 勤司 中井 大

建具製作

西田 幹雄 篠津 美春 青美田 勝俊 古川 智文  
杯 築賢助 中 部和雄 西坂 忠房 中 川 一 郎  
厨子 輝雄

さく井

谷本 和範 杉川 積

〔単一等級技能検定合格者〕

浴槽設備施工

増田 薫

〔二級技能検定合格者〕

農業機械整備

谷口 信雄 芥尾 文久 小谷 寛 田中 一郎  
福田 恵恵 小田 康裕 山本 哲 安藤 忠好  
寺坂 清美 山根 政寿 刈田 达志 藤吉 敏和  
加藤 恭一 山 沢 一弘 秋田 政浩 池田 俊典  
原 田 一夫 岡 本 川 弘 船 田 二 治 下 俊 典  
前 田 哲 男 棍 本 弘 船 田 二 治 下 俊 典

明里 幸寛

和 裁

西村 己代子 前場 絹代 山内 茂子 岩田 久美子  
谷口 仁美 山 美恵子 坂田 幸子 長戸 君子  
高垣 享子 山 洋子 松島 悦子 盛田 公彦

メリヤス縫製

福田 広政 徳田 考重 下口 光美 盛田 公彦  
宮脇 朝子 高橋 初子 藤原 二三子 内田 洋子  
安住 武子 飯田 初子 藤原 二三子 青木 孝恵子  
三谷 由美子

紙器ダンボール箱製造

林 孝幸 米山 美佐雄 吉岡 賢一

洋菓子製造

中庭 裕次 伊左田 泰

建築大工

田中 信二 松本 毅 田辺 勇之介 武田 逸夫  
松本 道明 津村 勝彦 吉田 憲之介 中西 孝治  
穂山 義展 山口 順二 吉野 敬介 白駒 岩重  
青山 木根 山々木 弘之 萩原 敏希 山根 正一  
山根 則和 山 渡 賢二 桑本 秋栄 一之 光重  
河本 康弘 山 渡 賢二 桑本 秋栄 一之 光重  
藤本 康弘 山 渡 賢二 桑本 秋栄 一之 光重  
田 康弘 山 渡 賢二 桑本 秋栄 一之 光重  
伊 康弘 山 渡 賢二 桑本 秋栄 一之 光重

